

大東亜建設審議会に関する一考察

石 井 均

序

太平洋戦争については、各研究分野から様々な分析がなされてきており、教育の分野でも数多くの論文が発表されてきている。しかし、これらの論文の多くは、日本本土や朝鮮・台湾等の植民地の教育を扱ったもので、日本軍政下における東南アジアの教育に言及したものは、資料面の制約から、決して多いとは言えない。⁽¹⁾日本軍政下における東南アジアの教育に関しては、日本政府・軍部中央の基本方針がどのようなものであったか、各現地占領軍がどのような具体的施策を行ったか、日本軍政により実施された教育が、その後いかに当該地域や住民に影響を及ぼしたかということが究明されなければならないと思われる。このうち、現地占領軍の行った実際の教育や現地住民に与えた影響等については、一次資料を駆使しただけの研究がみられるが、日本政府・軍部中央の教育方針については、重要な研究と言えどもその多くは二次的な資料に頼っていると言えよう。

したがって、本稿では、日本政府の南方占領地に関する教育方針を明らかにすることを目的としており、大東亜建設審議会が審議決定された答申を中心として検討したい。もちろん、同審議会は、太平洋戦争中の国内外の教育政策の答申を決定しているのであるが、ここでは、南方占領地の教育と直接に関連するものを取り扱いたい。

そこで、まず、同審議会が設置された背景から述べたい。

一、大東亜教育体制の基本理念

太平洋戦争に突入した直後の第七九帝国議会では、東条首相が、大東亜共栄圏建設の基本方針を明らかにしている。すなわち、昭和十七年一月二一日に行われた衆議院での東条演説によれば、大東亜共栄圏建設の根本方針は、「実ニ肇国ノ大精神ニ淵源スルモノデアリマシテ、大東亜ノ各国家及ビ各民族ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ、帝国ヲ核心トスル道義ニ基ク共存共栄ノ秩序ヲ確立セントスル」⁽²⁾ものであった。このような東条首相の施政方針演説にもみられるように、大東亜共栄圏は、あくまでも「帝国ヲ核心トスル」秩序であって、政治経済面においても日本の特権的支配を前提とする体制であって、東南アジア諸民族の完全独立と平等の上に立つ連帯ではなかった。⁽³⁾

こうした大東亜共栄圏下の教育政策の理念を具体的に示すものとして、第七九帝国議会が採決した「大東亜教育体制確立ニ関スル建議」(一七年二月二二日)をあげることができる。

「大東亜教育体制確立ニ関スル建議案」の趣旨弁明に立った永井柳太郎は、一の項目を大きく四つに分けて説明している。その第一は、「興亜国民教育ノ普及徹底ニ関スル問題」、第二は「大東亜ノ各地ニ進出スル邦人ノ錬成ニ関スル問題」、第三は「大東亜民族ニ対スル興亜教育ノ問題」、第四は「内外地教育行政機構ノ一元化ニ関スル問題」であった。

永井によれば、第一の問題は、「日本国民自ラ肇国ノ大精神ニ徹シ、道義、學術、ニツナガラ大東亜民族ヲ指導スルニ足ル世界的大国民ノ資質ヲ錬成強化スルコト」⁽⁴⁾である。第二の問題については、永井は「今後大東亜ノ各地ニ進出シ、民族協和ノ中核トシテ共栄圏建設ノ為ニ活動セントスル一般邦人ノ為メ、日本ノ各地ニ海外進出者ノ錬成機関ヲ設ケ、真ニ指導者トシテノ資格ヲ具備スルニ必要ナル再教育ヲ施サナケレバナラス」⁽⁵⁾と述べている。

第三の問題には、大東亜共栄圏下の教育方針がよく示されている。すなわち、以上のような日本国民の興亜教育と相俟って、「大東亜共栄圏ノ礎石タル重要性ヲ有スルモノハ、其ノ原住民ニ興亜教育ヲ施シ、彼等ヲシテ其ノ精神ニ於テ日本ニ帰一セシメ、日本ヲ盟主トシテ大東亜民族ノ同盟ヲ結成セントスル機運ヲ促進

セントスルコト」である⁽⁶⁾とされる。

さらに、「大東亜共栄圏ノ原住民」は、「何レモ米英蘭等ノ侵略国ガ行政ト擄取トヲ容易ナラシムル目的ヲ以テ、多年行ヒ来ツタ過テル教育ノ犠牲トナリ、其ノ人間性ハ歪曲セラレ、其ノ独立性ハ消耗シ、之ヲ現状ニ放任スルニ於テハ、大東亜共栄圏建設ノ協力者トシテ、其ノ大同団結ヲ期待スルコトハ殆ド不可能」であり、したがって、「是等米英兩國ノ多年ニ亘ル思想侵略ヨリ大東亜民族ヲ解放シ」⁽⁷⁾「大東亜民族ヲシテ興亜ノ理念ニ徹底セシメ、其ノ精神ニ於テ真ニ日本ニ帰一セシムルト同時ニ、又彼等ヲシテ共栄圏建設ノ協力者タルニ適當ナル科学的、技術的、且ツ勞務的訓練ヲ修得セシメ」なければならぬ、とされている⁽⁸⁾。

このような永井柳太郎の主旨弁明にあきらかなように、南方占領地での教育政策の中心課題は、英米仏蘭の影響をたち切り、大東亜共栄圏の理念を扶植し、「其ノ精神ニ於テ真ニ日本ニ帰一セシムル」ことであつた。それは、日本の植民地で行われていた、いわゆる「皇国民化」への方策の延長であると言えよう。なお、ここで、このような教育の具体的方策の一つとして、大東亜共栄圏建設のための「協力者タルニ」必要な程度の「科学的、技術的、且ツ勞務的訓練」を修得させることがあげられているのは注目されよう。

以上の基本方針による、一三項目からなる「大東亜教育体制確立ニ関スル建議案」は、全会一致で可決され、日本の南方占領地での教育政策の重要な指針となつた⁽⁹⁾。

二、大東亜建設審議会における文教政策

(一) 諮問内容および第二部会の構成

以上に述べてきた「大東亜教育体制ニ関スル建議」は言うまでもなく、大東亜共栄圏建設のための教育上の問題点の指摘にとどまっておらず、文教政策の具体的方針は、大東亜建設審議会で決定されている。大東亜建設審議会は、昭和十七年二月二日に勅令第九五号によって設置された。この審議会は、内閣総理大臣を総裁とする内閣直属の委員会であり、総理大臣の「諮問ニ応ジテ大東亜建設ニ関スル重要事項（軍事及外交ニ関スルモノヲ除ク）ヲ調査審議」（大東亜建設審議会官制第一条）することを目的としていた⁽¹⁰⁾。

こうして、同審議会では、昭和十七年二月二七日に第一回総会を開いて以来、同年七月二三日の第五回総会までに、八つの部会からなるそれぞれの答申案を審議可決している⁽¹¹⁾。

第一回総会の席上、東条総裁は、同審議会に対し、大東亜建設に関する基礎要件などとともに、次のように「大東亜建設ニ処スル文教政策」を諮問している。

大東亜戦争ヲ遂行シ且帝國ヲ核心トスル東亜新秩序建設ノ大経綸ヲ具現スルタメ國民ヲシテ肇國ノ大精神ニ基キ國体觀念ニ徹シ其ノ氣宇ヲ雄大ナラシムルト共ニ知能ヲ向上シ東亜諸民族ニ対スル指導力ヲ涵養シ且軍教一致ノ要請ニ答フベキ國民ノ教育鍊成方策並ニ東亜諸民族化育ノ諸方策ヲ確立スルコトハ今後愈々緊要ノ度ヲ加フベシ

仍テ本問ヲ諮問ス⁽¹²⁾

さらに、諮問理由について鈴木貞一企画院総裁から次のように説明されている。

諮問第二ノ大東亜建設ニ処スル文教政策、結局問題ノ帰着ハ人ニ懸ツテ来ルノデアリマシテ、今後長キニ亘ツテ、現在行ツテ居ル所ノ理想ヲ顕現シテ、之ヲ更ニ世界ニマデ我が肇國ノ大理想ヲ具現シテ行クト云フ大経綸ヲ行ヒマヌルニハ、ドウシテモ日本ノ今日ノ文教ニ一大刷新ヲ加ヘマシテ、サウシテ此ノ経綸ヲ行フニ相応シイ人ノ資質ヲ備ヘルコトガ先決問題デアルト存ズルノデアリマス。ソレデ予テ将来ノ大勢ヲ洞察致シマシテ、文武不二、即チ軍教一致ノ上ニ此ノ文教ヲ推進メテ行クコトガ必要デハナイカト考ヘラレマスノデ、我が國ノ文教ノ方策ヲ御審議ヲ御願ヒヨ致シ、他方共栄圏内ニ於ケル我が國文教ノ新シキ姿ニ於ケル確立ト呼応致シマシテ、東亜ノ諸民族ニ対スル此ノ共栄圏ノ確立ヲ意欲シテノ改革ガ行ハレテ行カナケレバナラヌト存ズルノデアリマス⁽¹³⁾。これらにみられるように、この審議会に諮問された大東亜建設のための文教政策は、二つの大きな側面にわかれていた。一つは「國民ノ教育鍊成方策」であり、いま一つは「東亜諸民族化育ノ諸方策」であつた。

また、この総会では、このような文教政策について、同審議会第二部会で検討されること決定された。

こうして発足した第二部会は、橋田文部大臣を部会長とし、同部会に所属する委員は、井上（幾太郎、陸軍大将）委員、高橋（三吉、海軍大将）委員、田中

(都吉、日本新聞会会長) 委員、安藤委員、細川(護立、貴族院議員) 委員、徳富(猪一郎、貴族院議員) 委員、大河内(正敏、貴族院議員) 委員、平生(釺三郎、産業報国会会長) 委員、石黒(忠篤、貴族院議員) 委員の九名であり、いずれも軍・政府と深い関係をもつ委員たちであった。

このような委員から構成される第二部会は、昭和十七年三月一〇日から、同年五月五日まで前後五回にわたって会議が開催され、さらに四月一八日には、第一、第三部会連合会が開かれている。

なお、第二部会は五月五日に、「大東亜建設ニ処スル文教政策」答申案を部会決定し、次いで五月二一日に開かれた第三回総会においてこの答申案が決定されたのである。

(二) 「大東亜建設ニ処スル文教政策」答申

大東亜建設審議会で決定された「大東亜建設ニ処スル文教政策」⁽¹⁵⁾ 答申は、大きく三つの部分から成っている。それらは、(一)皇国民ノ教育錬成方策、(二)大東亜諸民族ノ化育方策、(三)行政機構整備ニ関スル事項であるが、ここでは、南方軍政下の教育と関連して(二)の大東亜諸民族ノ化育方策を中心にとりあげてみたい。

1. 基本方針

まず、基本方針は、「八紘為宇ノ大義ニ則リ大東亜諸民族ヲシテ各々分ニ応ジ其ノ所ヲ得シムルヲ以テ本旨トシ民族統治指導ノ根本方策ニ照応シ左記諸件ヲ主眼トシテ諸民族ノ化育方策ヲ確立ス」とされており、その内容は、第一部会において検討されていた民族指導の根本方針にしたがって、以下の三項目に示されている。

その第一は、「皇国ヲ核心トスル大東亜建設ノ世界史的意義ヲ闡明徹底シ諸民族ヲシテ之ガ完遂ハ其ノ共同ノ責任ナルコトヲ自覚セシム」ことである。

第二は、大東亜諸民族間にある「従来ノ欧米優越観念及米英的世界観ヲ排除シ皇道ノ宣揚ヲ期スル」ことである。ただし、「各民族固有ノ文化及伝統ハ之ヲ重シズ」とされている。

第三は、民族指導の施策は、各民族にそれぞれ適切なものであることが必要であり、慎重にかつ着実に行われなければならないとの観点から、「画一性急ナル

施策ヲ戒メ」なければならず、指導的民族としての「大和民族ノ率先垂範ニ依リ日常生活ヲ通ジ不断ニ之ヲ化育スルガ如ク努ム」とされている。

以上のように、この答申の基本方針では、「八紘為宇ノ大義ニ則リ大東亜諸民族ヲシテ各々分ニ応ジ其ノ所ヲ得シムル」ことが本旨とされている。また、このために、大東亜諸民族に「大東亜建設ノ世界史的意義ヲ闡明徹底」し、「欧米優越観念及米英的世界観ヲ排除」するが、「画一性急ナル施策」は戒めなければならぬとされているのである。

いずれにしても、日本帝国を盟主とする大東亜共榮圏建設の考え方はここにも強く示されており、文教政策もこの範囲内のものであることがよくわかるのである。

2. 方 策

このような基本方針を実現するための方策として、「教育ニ関スル方策」「言語ニ関スル方策」「宗教ニ関スル方策」「文化ニ関スル方策」および「留日学生ニ関スル方策」があげられている。

まず、「教育ニ関スル方策」では、「現地ニ於ケル住民ハ其ノ対象ヲ主トシテ青少年ニ指向シ差当リ特ニ左ノ諸点ニ留意シツツ地域及民族別ニ具体的方策ヲ確立ス」とされている。ここでは、現地における住民を対象とする場合は、青少年を教育の対象としていくことが長い目でみれば最も基本的なものであると考えられているのである。もちろん、この場合にも地域や民族別に具体的方策を確立すべきものであるが、さしあたり、一般的なものとして留意を要するのは次の諸点であった。

第一は、「大東亜建設ニ積極的ニ参加スルノ精神ヲ徹底セシムルコト」である。

第二は、この基本方針を実現するために必要な教科書の改編を行い、教育者を派遣し、「敵性ヲ帯ブル教育施設」について速かに肅正の方途を講ずることであるとされている。すなわち、答申では、「基本方針ヲ実現スル為必要ナル教科書ノ改編、教育者ノ派遣ヲ行ヒ敵性ヲ帯ブル教育施設(人的要素及教科書ノ内容等ヲ含ム)ニ付速ニ肅正ノ方途ヲ講ズルコト」とされているのである。

第三は、教育内容面において、「一般ニ技術的訓練」を普及し、特に、「高等教育ヲ授クル場合ニ在リテハ技術的学科ヲ以テ本則トスルコト」とされている。

この技術教育重視については、橋田部会長の第三回総会席上での答申案の説明にあざやかに示されている。

大東亜各地ニ於ケル資源ノ開発利用ト云フコトハ言フマデモナク、大東亜建設上欠クベカラザル重要ナ問題デアリマシテ、之ニハ多数ノ技術者ヲ要スルノデアリマス。随テ各諸民族ヲシテ先ヅ技術的方面ニ於テ建設ニ参加セシムル為メ技術的訓練ノ普及ヲ主眼ト致シマシテ、殊ニ高等教育ヲ授ケル場合ニハ技術的学科ヲ授ケルコトヲ原則トスルコトガ肝要デアリマス。⁽¹⁶⁾

すなわち、橋田部会長の説明によれば、「資源ノ開発利用」が「大東亜建設上」の重要問題であり、そのために「多数ノ技術者ヲ要スル」ので、技術的訓練の普及が主眼とされているのである。ここには、開戦に先立って定められていた南方軍政の三大目標（治安の回復、重要国防資源の急速獲得、作戦軍の自活）が強く反映されており、教育政策も軍政の枠内でとらえられていることがよく示されていると言えよう。

第二の「言語ニ関スル方策」は、「現地ニ於ケル固有語ハ可成之ヲ尊重スルト共ニ大東亜ノ共通語トシテノ日本語ノ普及ヲ図ルベク具体的方策ヲ策定シ尙欧米語ハ可及的速カニ之ヲ廃止シ得ルガ如ク措置ス」とされている。

外地および占領地における日本語の普及については、すでに昭和一四年六月には、「国語対策協議会」が東京で開催されるなど、早くから重要な問題となっていた。それが太平洋戦争による占領地の拡大で、陸海軍を中心とする占領地行政上の必要性和関連して、一層切迫した問題となっていた。第二部会においても、日本語の普及に関して、各委員から終始熱心な意見が述べられている。昭和一七年三月一〇日に開かれた第二部会第一回会議では、ほとんど日本語および日本語教育に関する意見が、各委員から主張されている。

たとえば、平生委員が、共栄圏各国のいわゆる「親善」のために日本語を教育すべしとの意見を次のように述べている。

大東亜共栄圏ノ確立ニハ、之ヲ構成スル民族ト民族トガ互ニ理解シ合フコトガ何ヨリモ大切デアルト思ヒマス。其ノ為ニハ日本語ヲ普及セシムル以外ニハ方法ハナイト思フノデアリマス。是等諸民族ヲシテ親日的ナラシメ、日本人ト共同シテ産業ニ従事セシムルニハ、民族全体ガ日本語ヲ理解スルコトガ何ヨリ必

要デアルト思フノデアリマス。日本語ヲ知ラザル民族ニ日本ノ国体、日本ノ歴史、伝統、日本ノ風俗、慣習、日本人ノ性格、日本ノ現状ヲ知ラシムルニハ、日本語ヲ教ヘル外ナイト思フノデアリマス。⁽¹⁸⁾

平生委員は、さらに具体的に、こうした目的のために教える日本語は必ずしも正確な日本語でなくとも、ただ互いに思うことを了解しうる程度でよく、日本語も、片仮名、左横書き、アラビア数字、仮名遣いは発音どおりにすべきことを主張している。⁽¹⁹⁾

平生委員のいわゆる「親善」のために日本語を教育するという意見には、井上委員も賛意を示し、日本語を従来の各植民地の宗主国の言語と置き換え、各学校段階で必修とすべき旨の発言がなされた。

……今度新シク出来タ南方共栄圏ノ如キニ於テハ、現ニ行ハレテ居ル所ノ英語或ハ「オランダ」語、サウ云フモノハ逐次之ヲ排斥シテ、サウシテ之ニ代フルニ直チニ日本語ヲ以テスル、或ハ現在当局ハサウヤツテ居ラレルカモ知レマセヌガ、サウ云フ風ニヤリタイ、サウシテ日本語ヲ一方ニハ教育スル、是ハ総テノ学校、即チ国民学校程度ノモノ、中学校、或ハソレ以上ノ学校ニモ日本語ト云フ一ツノ科目ハ、是ハ必修科目ニシテヤル、サウシテ日本語ヲ教ヘル、又今マデノ英語及ビ「オランダ」語、支配者ノ使ツテ居ツタ所ノ言葉ヲ全部日本語ニ変ヘテシマウ、是ガ最モ善イ親善ノ途デアラウ。⁽²⁰⁾

これに対して、田中委員が、これまでに述べた委員の意見には基本的に賛成であるが、日本語のあまりに急激な使用に対しては、慎重な意見を述べている。

すなわち、田中委員は、日本が「東亜ノ諸民族ニ対シテ最モ大事ナコトハ何デアるかト申シマス、ソレハ日本語ノ教育モゴザイマスガ……兎ニ角日本ト云フモノガ東亜ニ於テハ中心デアツテ、指導的ナ国家デアル、共存共栄ト云フコトヲ図ルノニハドウシテモ日本ト云フモノヲ中心トシテ考ヘナケレバイカス、サウシテ其ノコトニ依ツテオ互ニ是マデト違ツタ幸福ナ生活ガ送レルノデアルト云フヤウナコトヲ知ラセルト云フコトガ一番大事ナコトデアナイカト思⁽²¹⁾い、このことを現地民に吹込むためには、彼等に日本語の普及するのを待つことはなかなかできないので、やはりオランダ語、英語、マレー語であろうとも在来の言語を用いて行うことはやむを得ないことである、要は十年二十年先の結果を待つよりも、今

著々ト成果ヲ挙ゲルコト」をこの際やうていかなければならない、との旨を述べている。⁽²²⁾

同様の点は、石黒委員も述べており、「日本語が東亜共栄圏ニ大イニ普及ヲ致シ、用ヒラレルト云フ時ニナルマデノ間、現前ノ實際行ハレテ居ル各地方ノ言葉ハ、言語習慣ト云フモノヲ用ヒテ、各種ノ方策ヲ行」うべき旨、田中委員に賛成している。また、英、米、蘭等の支配国の言語についても、これを直ちに排除することは却つて悪い結果を招くとの意見を主張している。⁽²³⁾

第二部会ではこのような討議も行われたが、言語政策については、できるだけ現地の固有の言語を尊重しつつ、日本語の速かな普及を図り、欧米語を廃止していく方針が定められたのであった。

第三の「宗教ニ関スル方策」は、次のように決められている。「固有ノ宗教ハ之ヲ尊重シ将来宗教ヲ通ジ大東亜諸民族ガ文化的共同意識ヲ感ズルガ如ク漸次之ガ誘導育成ヲ図ルト共ニ宗教ニ関スル者ニシテ敵性ヲ帯ブルモノハ之ヲ排除ス」この方策については、橋田部会長が第三回総会で説明しているように、「現地ニ於ケル固有ノ宗教ノ取扱ヒニ付キマシテモ、成ルベク之ヲ尊重致シマシテ、将来宗教ヲ通ジテ大東亜諸民族ガ精神的、文化的ニ共同ノ意識ヲ感得スルヤウニ漸次誘導育成致スコトガ必要デ」ある点と、「宗教関係者デアツテ敵性ヲ帯ビタモノハ勿論排除シナケレバ」ならぬとの二つの側面にわかれる。

この方策については、第三回総会において、有田（八郎、貴族院議員）委員から次のような二つの質問が出されている。まず、第一点は、異なる宗教を尊重し合つて文化的共同意識が可能であるかとの質問である。

……固有ノ宗教ト云フコトハ「ボルネオ」ナラ「ボルネオ」ノ昔ノ宗教、「ジャバ」ナラバ「ジャバ」ノ昔ノ宗教ヲ言ハレルノデアリマセウカ、ソレトモ印度教デアリマセウカ、仏教デアリマセウカ、印度カラ入ツテ来タ宗教モヤハリ固有ノ宗教ト云フノデアリマセウガ、違フ宗教ヲ尊重シ合ツテ文化的共同意識ガ出来ルデアリマセウカ、其点ヲ御伺致シタイト思フノデアリマス。⁽²⁷⁾

また、第二点は、「宗教ニ関スル者ニシテ敵性ヲ帯ブルモノハ之ヲ排除ス」という表現があるが、これは宗教自体、すなわちキリスト教は敵性を帯びているからいけないと言ふのか、それともキリスト教であろうと固有の宗教であろうと

も敵性をその人がもっているものを排除することを言うのであるか、との主旨であつた。⁽²⁸⁾

これに対して、橋田部会長は、第一点については次のように答えている。

固有ノ宗教ヲ尊重スルト申シマスノハ、各民族固有ノモノデナクとも、外カラ入ツテ居ルモノデモ長イ間宗教トシテ信仰ニ入ツテ居リマスモノハヤハリ固有ノ宗教ト云フ意味ニ解釈スルノデアリマス……ソコデ種々様々ナル宗教ヲ其ノ儘存置シテ置イテ果シテ共通意識ガ出テ来ルデアラウカト云フ御疑念モ是亦御尤ナ御疑念デゴザイマシテ、是ハ指導スル側ニ依ツテ或ハ共通トモナリ、或ハ別個ニモナラウカト考ヘテ居ルノデアリマス。十分ニ指導致シマシテ共同意識ヲ持つガ如クニシタイト云フノガ此ノ趣旨デゴザイマス。⁽²⁹⁾

また、第二点については、次のように答えている。

……是ハ何モ「キリスト」教ガドウグトカ、ドノ宗教ガドウグト云フ意味デハ勿論アリマセヌ、宗教家ト言ハレル者ノ中ニハドノ種類ノ宗教ヲ信仰スルモノヲ問ハズ敵性的ナ者ガ相当アリ得ル訳デアリマス。ソレヲ利用スルコト、又表面ニ敵性ヲ現ハサズシテ敵性ヲ援助スルト云フコトニ非常ニ都合ノ好イモノモアリ得ル訳デアリマス。サウ云フヤウナモノニ対シテハ之ヲ排除スル、斯ウ云フノデアリマス。⁽³⁰⁾

以上のように、宗教に関する方策は、それがキリスト教であろうとも「固有ノ宗教」は尊重するが、宗教を通じて「文化的共同意識ヲ感ズルガ如ク」指導する方針がとられたのであった。

第四の「文化ニ関スル方策」は、次のように決められている。「日本文化ヲ顕揚シ広く優秀性ヲ認識セシムルト共ニ現地ニ於ケル新聞、ラジオ、映画等文化施設ノ普及、医療等厚生施設ノ充実、図書館、博物館、植物園等ノ整備ヲ図リ且内地ヨリ優秀ナル学者、研究者、技術者ヲ派遣シテ現地有識者ト共ニ文化ノ向上ヲ促進シ渾然タル大東亜文化ノ創造ニ培フ」

この方策のねらいは、第三回総会席上での橋田部会長の説明によく示されている。すなわち、「大東亜建設ノ完遂ニ当リマシテハ洋々タル大東亜文化ヲ創造スルト云フコトガ肝要デアリマスルガ、其ノ中核ヲナスモノハ勿論日本文化デナケレバナリマセヌ」⁽³¹⁾ので、日本文化を顕揚し、優秀性を認識せしめ、文化および厚

生施設等の充実を図ることが必要とされたのである。

第二部会においては、これらの点についても委員から重要な意見が出されている。たとえば、第五回目の会議においては、田中委員が次のような意見を述べていることが注目される。

……殊ニ渾然タル大東亜文化ノ創造ト云フコトガ茲ニ書イテアリマスガ、之ハ仲々ムツカシイ問題デアツテ、日本ノミノ考ヘデハイカヌ、矢張り彼等ノ考ヘト云フモノモ取容レル必要ガアル、取容レテ始メテ良イ文化ガ出来ル。……比較的進歩シタル民族ノ意見ヲ酌取ルコトガ出来ル組織ヲ造ルコトニサレタラドウカ、之ハ政治軍事ナドハ彼等ノ意見ヲ酌取ル必要ハナイガ、文教ニ関シテハ予メ日本ガ斯ウ云フ方針ヲ持ツテ居ルト云フコトヲ明カニサレタラドウカト思フ。³²

また第五回目の会議では、大東亜各地に現存する研究所等の経営について慎重な考慮を要するという意見も出されている。この意見は、石黒委員によって主張されたものであるが、第三回総会の席上、橋田部会長によって次のように述べられている。

……現地ニハ例ヘバ「ジャバ」ノ「バイデンゾルグ」植物園ノ如キ優秀ナル施設ガ多数アルノデアリマスルガ、之ヲ如何ニ管理、経営スルカト云フコトハ、大東亜建設上重要ナル意義ヲ持ツモノデアリマスルカラ、派遣スベキ学者、研究者、技術者ノ人選ト云フコトハ部会ニ於テ御意見ノアリマシタ通り極メテ慎重ヲ要スルノデアリマス。³³

第五の「留日学生ニ関スル方策」では、「大東亜地域ノ留学生ノ来朝激増ヲ予想セラレ其ノ薫化育成ノ重要性ニ鑑ミ主トシテ官立学校ニ配置シ技術教育ヲ授クルヲ旨トシテ将来ノ提携ヲ図リ留学生ノ選抜、生活指導ニ留意シ必要ノ機関ヲ特設スルト共ニ一般ノ積極的協力ヲ促ス」とされている。

この方策については、第二部会第二回目の会議で、各委員に配布された印刷物を説明した菊池幹事（文部事務次官）の言葉によく表わされている。この印刷物は、項目のみが列挙されていたもので、まだ草案の段階にもっていないものであったが、菊池幹事は、留学生問題を「民族的提携」上の必要から次のように強調している。

……今後留日学生ノ増加致シマスルコトハ之ハ当然デアリマス。其ノ薫化育成ト云フコトハ今後各民族トノ提携上極メテ大切デアルト思フノデアリマス。之等ノ留日学生ヲ其ノ希望ニ応ジテ学校教育或ハ研究機関ニ収容シ、親切ナル指導ヲ与へ、又日本文化等ノ理解ヲ深メル、サウシテ今後ノ民族的提携ニ資スルト云フコトハ重要ナ課題デアラウト存ジマス。ソレニハ留日学生ノ選抜方法モ考ヘラレマセウシ、宿舍トカ指導機関等ノ整備、實際ノ指導方法等モ攻究サレナケレバナラナイト思フノデアリマス。³⁴

また、留学生問題について同様な点が、第二部会第五回目の会議において、橋田部会長によっても次のように指摘されている。

……将来ノ提携ヲ図リサウシテ精神的親和、精神的ニ御互ニ結付ク。之ハ長イ目ヲ以テ視レバ一番有効ナ方法デアルト考ヘマス。³⁵

このように、「留日学生ニ関スル方策」は、日本を盟主とする共栄圏各国からの留学生の増加が予想される中で、国内の関係機関の整備をも含めた留学生対策を決めたものであった。また、言うまでもなく留学生に対する方策は、各民族との提携による「精神的親和」をめざそうとするものであった。

なお、「皇国民ノ教育錬成方策」にも、南方軍政下の教育と関連している部分が見られる。それは、同方策の「九、大東亜建設ニ関スル教育施設」と、「十、大東亜建設ニ関スル研究調査等諸施設ノ整備」の部分である。

大東亜建設ニ関スル研究調査等諸施設ノ整備については、大東亜各地に進出する教育者の大規模なる養成計画を確立するとともに、内外地間にその組織的交流を行うこと、大東亜各地に進出する者を養成する目的をもって教育施設の拡充を行うとともに進出者のための錬成施設を整備すること、在外皇国民の子弟のため現地および内地に教育に関する施設を整備することなどがあげられている。

また、研究調査等の諸施設の整備では、日本および現地において大東亜に関する各種研究調査機関を整備充実するとともに研究調査の連絡総合を図り、大東亜経綸の学術的基礎を確立することなどがあげられている。

(三) 答申の実施

「大東亜建設ニ処スル文教政策」答申案は、昭和一七年八月一九日の第一〇七

回大本宮政府連絡懇談会に、他の五答申案とともに報告されている。これらの答申案に対しては、外務大臣から、「外務省ノ立場ヨリ見ルモ尙相当研究審議ヲ要スル事項アリト思惟セラル是レハ大体ノ目星トシテ実行ニ当リテハ更ニ審議ニ附スルモノト考フルガ如何」との発言があった。これに対して、企画院総裁から、「細部ノ実行ニ当リテハ別ニ研究立案セラルヘキモ大体ノ方針トシテハ之ニ拠テ行ツテ可ナリト思考ス」との説明がなされている。さらに、これを補足して総理からも、これらの答申案のみはあくまでも「諮問機関ノ答申案ニシテ之カ実行ハ更ニ具体的ニ審議決定スヘキモノト考ヘアルニ付其ノ様ニ事ヲ運フコトシ度」との意見が述べられている。

以上のように、これらの答申案は、大体的方針については認められ、その実行については更に具体的に審議されることとなった。

この二日後の八月二一日の閣議において、「大東亜建設ニ処スル文教政策答申」は、おおむね適当と認められ、政府施策の基準となすという旨決定されている⁽³⁹⁾。

ところで、この時期には南方地域ではすでに軍政による教育が行われていた。このため、「大東亜建設ニ処スル文教政策」は、審議会総会決定後、閣議で正式決定される以前にすでに南方の現地軍へと知らされている。たとえば、陸軍の場合、昭和十七年五、六月頃、陸軍省軍務局長から南方軍総参謀長と第十四軍参謀長に対し、軍政について説明がなされており、その中には、大東亜建設審議会関係のものも含まれていた。この文書によれば、別冊として「大東亜建設ニ処スル文教政策」等の書類も添付されており、「御意見等アラハ為シ得ル限り速カニ且具体的ニ承り度」とされている。

なお、こうした文書等に基づいて、南方軍では、昭和十七年八月には、教育に關してもその基本方針を隷下各軍に指示している⁽⁴¹⁾。

結 語

第七九帝国議会で採択された「大東亜教育体制確立ニ関スル建議」は、わが国の東南アジア占領地域の教育政策の重要な指針となったが、その具体的方策は、大東亜建設審議会によって確立されたのである。

同審議会で決定された「大東亜建設ニ処スル文教政策」答申は、その中に「大

東亜諸民族ノ保育方策」を含んでおり、これが南方軍政下の教育の基本的方策となったのである。

その基本方針は、「大東亜諸民族ヲシテ各々分ニ応ジ其ノ所ヲ得シムル」ことを本旨とし、このために各民族に「大東亜建設ノ世界史的意義ヲ闡明徹底」し、また、「米英的世界觀ヲ排除」することであった。また、これらの基本理念を實現する方策として、「教育ニ関スル方策」「言語ニ関スル方策」「文化ニ関スル方策」および「留日学生ニ関スル方策」がたてられている。

要するに、これらにみられる基本施策は、日本を盟主とする大東亜共栄圏の理念をアジア諸民族に扶植することを目的としているのである。そのためには、日本語を媒介とし、教育内容面では「敵性ヲ帯ブルモノ」を排除し日本文化を各民族に植えつけることが重視されていると言えよう。

しかし、また同時に、技術教育が重視されるなど、南方の教育政策は、あくまでも軍政目標を達成する範囲内で実施されていたのである。

以上のように、大東亜建設審議会の答申「大東亜建設ニ処スル文教政策」が南方軍政下の教育に関する政府施策の基準となったが、この答申の中に含まれているもう一つの重要な側面である「皇国民ノ錬成方策」については、別の機会に考察したい。

〔付記〕本稿は、昭和五五年度岡山県立短期大学国内長期研修費による研究成果の一部である。

注および参考文献

- (1) 小山毅「日本軍政下の興亜教育」『軍国主義』（世界の教科書を読む会編）合同出版、昭和四六年。小沢有作「日本植民地教育政策論」『東京都立大学人文学報』昭和四六年。小沢有作「『大東亜共栄圏』と教育」『激動するアジアと国民教育』（国民教育研究所編）明治図書、昭和四八年。明石陽至「Education and Indocination Policy in Malaya and Singapore under the Japanese Rule, 1942-45, "Malaysian Journal of Education, Vol. 13, No. 1/2, Dec. 1976.

明石陽至「興亜訓練所と南方特別留学生」『インドネシア』（早稲田大学社会科学研究所編）早大出版部、昭和五四年。早大社会科学研究所編『インドネシアにおける日本軍政の研究』（第四章第五節参照）紀伊国屋書店、昭和三四年。木村栄一郎「軍政期の教育制度と日本語教育」『インドネシア』（前掲書）。太田常威『ビルマにおける日本軍政史の研究』（Ⅳの第四章参照）吉川弘文館、昭和四二年。などをあげることができる。

(2) 『第七十九帝国議会衆議院議事速記録』第三号、一六頁。

(3) 家永三郎『太平洋戦争』岩波書店、昭和四三年、一八二頁。

(4) 『第七十九帝国議会衆議院議事速記録』第十三号、一九九頁。

(5) 同右書、二〇〇頁。

(6) 同右。

(7) 同右。

(8) 同右書、二〇一頁。

(9) 一三項目とは次のとおりである。「一、内外地教育行政機構ノ一元化

一、国民教育普遍化ニ対スル方策ノ樹立（興亜育英金庫制度創設）

一、在外邦人子弟教育計画ノ樹立 一、共栄圏住民教育計画ノ樹立

一、共栄圏留学生指導計画ノ樹立 一、内地学生興亜教育計画ノ樹立

一、共栄圏進出者錬成計画ノ樹立 一、内外地教育者及研究員交流計画ノ樹立

一、内外地邦人学生交流計画ノ樹立 一、興亜大学ノ設立

一、共栄圏学術研究所ノ設立 一、民族研究所ノ拡大強化 一、共栄圏宗教政策ノ樹立」

(10) 企画院研究会編『大東亜建設の基本綱領』同盟通信社、昭和一八年、三二〇頁。

(11) 第一部会は大東亜建設の基礎要件に関するもの、第二部会は文教政策

第三部会は人口政策、第四部会は経済建設の基本方策に関するもの、

第五部会は鉱工業電力、第六部会は農林水畜産、第七部会は金融財政

交易、第八部会は交通に関して、各々基本方策を答申している。

(12) 大東亜建設審議会『大東亜建設審議会総会議事速記録』昭和一七年二

月、一二頁。なお、この速記録の表紙には、「極秘」と印刷されてい

る。

(13) 同右書、一四頁。

(14) 同右書、一六頁。第二部会では、のちに安藤委員が辞任し、後藤（文

夫、貴族院議員）委員、小原（直、貴族院議員）委員、白鳥（敏夫、衆議院議員）委員が任命されている。なお、委員名等は、企画院研究会編、前掲書に掲載されている大東亜建設審議会名簿（三二四―七頁）によった。

(15) 「大東亜建設ニ処スル文教政策答申」（昭和一七年五月二一日、大東亜建設審議会決定）。「極秘」の印が押されており、大東亜諸民族の化育方策の部分は以下のとおりである。なお、この答申は、速記録では削除されている。

(一) 大東亜諸民族ノ化育方策

第一 基本方針

八紘為宇ノ大義ニ則リ大東亜諸民族ヲシテ各々分ニ応ジ其ノ所ヲ得シムルヲ以テ本旨トシ民族統治指導ノ根本方策ニ照応シ左記諸件ヲ主眼トシテ諸民族ノ化育方策ヲ確立ス

一、皇国ヲ核心トスル大東亜建設ノ世界的意義ヲ闡明徹底シ諸民族ヲシテ之ガ完遂ハ其ノ共同ノ責任ナルコトヲ自覚セシム

二、従来ノ欧米優越観念及米英の世界観ヲ排除シ皇道ノ宣揚ヲ期スルモ各民族固有ノ文化及伝統ハ之ヲ尊重ス

三、画一性急ナル施策ヲ戒メ主トシテ大和民族ノ率先垂範ニ依リ日常生活ヲ通ジ不断ニ之ヲ化育スルガ如ク努ム

第二 方策

一、教育ニ関スル方策

現地ニ於ケル住民ハ其ノ対象ヲ主トシテ青少年ニ指向シ差当リ特ニ左ノ諸点ニ留意シツツ地域及民族別ニ具体的方策ヲ確立ス

1. 大東亜建設ニ積極的ニ参加スルノ精神ヲ徹底セシムルコト

2. 基本方針ヲ実現スル為必要ナル教科書ノ改編、教育者ノ派遣ヲ行ヒ敵性ヲ帯ブル教育施設（人的要素及教科書ノ内容等ヲ含ム）ニ付速ニ爾

正ノ方途ヲ講ズルコト

3. 一般ニ技術的訓練ノ普及ヲ主眼トシ特ニ高特教育ヲ授クル場合ニ在リテハ技術的学科ヲ以テ本則トスルコト

二、言語ニ関スル方策

現地ニ於ケル固有言語ハ可成之ヲ尊重スルト共ニ大東亜ノ共通語トシテノ日本語ノ普及ヲ図ルベク具体的方策ヲ策定シ尚歐米語ハ可及的速力ニ之ヲ廃止シ得ルガ如ク措置ス

三、宗教ニ関スル方策

固有ノ宗教ハ之ヲ尊重シ将来宗教ヲ通ジ大東亜諸民族ガ文化的ノ共同意識ヲ感ズルガ如ク漸次之ガ誘導育成ヲ図ルト共ニ宗教ニ関与スル者ニシテ敵性ヲ帯ブルモノハ之ヲ排除ス

四、文化ニ関スル方策

日本文化ヲ顕揚シ広ク優秀性ヲ認識セシムルト共ニ現地ニ於ケル新聞、ラジオ、映画等文化施設ノ普及、医療等厚生施設ノ充実、図書館、博物館、植物園等ノ整備ヲ図リ且内地ヨリ優秀ナル学者、研究者、技術者ヲ派遣シテ現地有識者ト共ニ文化ノ向上ヲ促進シ渾然タル大東亜文化ノ創造ニ培フ

五、留日学生ニ関スル方策

大東亜各地域ノ留学生ノ来朝激増ヲ予想セラレ其ノ薫化育成ノ重要性ニ鑑ミ主トシテ官立学校ニ配置シ技術教育ヲ授クルヲ旨トシテ将来ノ提携ヲ図リ留学生ノ選抜、生活指導等ニ留意シ必要ノ機関ヲ特設スルト共ニ一般ノ積極的協力ヲ促ス

(16) 『大東亜建設審議会総会議事速記録』(前掲書) 五七頁。

(17) 「国語対策協議会議事録」(抄) 小沢有作解説参照(中内敏夫編)『ナショナルリズムと教育』国土社、昭和四四年、所収。

(18) 大東亜建設審議会『第二部会議事速記録』昭和一七年三月、四頁。なお、この速記録の表紙には、「極秘」と印刷されている。

(19) 同右。

(20) 同右書、六頁。

(21) 同右書、一〇頁。

(22) 同右書、一〇一―一頁。

(23) 同右書、一三頁。

(24) 同右書、一四頁。

(25) 『大東亜建設審議会総会議事速記録』(前掲書)、五七頁。

(26) 同右。

(27) 同右書、六二頁。

(28) 同右。

(29) 同右書、六二―三頁。

(30) 同右書、六三頁。

(31) 同右書、五七頁。

(32) 『第二部会議事速記録』(前掲書)、一三八―九頁。

(33) 『大東亜建設審議会総会議事速記録』(前掲書)、五八頁。

(34) 『第二部会議事速記録』(前掲書)、四四頁。

(35) 同右書、一二四頁。

(36) 參謀本部編『杉山メモ』(下巻)、原書房、昭和四二年、一三九頁。

(37) 同右。

(38) 同右書、一四〇頁。

(39) 大東亜建設審議会(大東亜省)『大東亜建設審議会総会第六回議事速記録』昭和一七年一月一二日、一頁。なお、これも表紙には「極秘」と印刷されている。

(40) 「南方軍総參謀長及第十四軍參謀長ニ対スル軍務局長説明要旨」(軍政関係)「日付はないが、昭和一七年五月二日以降、七月一日までのものとみられる。「極秘」の印が押されている。

(41) 「軍政総監指示」昭和一七年八月七日、軍政総監部、富集団軍政監部複写。「極秘」の印が押されている。この一〇には「教育ニ就テ」の指示がみられる。

一〇 教育ニ就テ

原住民教育ニ於テハ生活ニ即スル産業技術指導ニ重点ヲ置キ極力労働ヲ尊重スルノ氣風ヲ養フト共ニ各地域ノ特性並ニ現地ノ実情ニ即応セル教育ヲ実施スルモ当面教育ノ強制或ハ普遍化ヲ計ルカ如キ施策ハ行ハザルモノトス

現存高等程度以上ノ学校ニ就テハ一般ニ之ヲ閉鎖シ新ニ学制内容検討ノ後特ニ開校ヲ必要トスルモノニ対シテハ総司令官ノ認可ヲ受ケラレ度
原住民ニ対スル日本語ノ普及ニ当リテハ多少ノ不利不使ヲ忍ビツツ当初ヨリ徹底的ニ日本語ヲ使用シ日本語ヲ習得セシメ速カニ普及徹底ヲ図ラレ度
此際原住民ノ音楽的才能ヲ利用シ唱歌ノ中ニ日本語ヲ教育スルモ一案ト思考セラル

南方圏ニ居住スル皇国民ノ教育ニ関シテハ指導民族タル皇国民ノ資質ノ向上ハ大東亜建設ノ最大要素ナルニ鑑ミ特ニ留意セラレ度南方圏ニ対スル認識ヲ益々深クスルト共ニ人格ヲ陶冶シ団結ヲ鞏固ニシ率先垂範滅私奉公ノ具現者タル如ク指導セラレ度

尚新タナル南方進出者ニ対シテハ中央及現地ヲ通ジ一貫セル鍊成教育機関設置ノ予定ナルモ更ニ各軍ニ於テモ邦人教育ノ重要性ニ鑑ミ格別ノ配慮ヲ切望ス

なお、南方軍の軍政組織については、次の各論文を参照されたい。太田弘毅「南方軍軍政総監部の組織と任務」『東南アジア研究』一六卷一号、昭和五三年。岩武照彦「南方軍軍政総監部の編成と業務（上）」『軍事史学』一五卷三号、昭和五四年。岩武照彦「南方軍軍政総監部の編成と業務（下）」『軍事史学』一五卷四号、昭和五五年。

(42) 基本方針は五項目からなり、方策は一〇項目からなっている。

昭和56月2月2日受理